介護サービス情報の公表制度についてお知らせします

1　制度概要

介護保険法第１１５条の規定に基づき、介護サービス事業所が実施しているサービスに関する情報を、年１回県知事に報告するよう義務付けた制度です。

あわせて本制度では、報告情報についての事実確認調査（※1）を行うことや、その結果を含めた介護サービス情報の公表を義務付けています。

（※1）訪問調査はその必要があると認められる場合に、行います。

2　公表対象の事業所

① 当該年度の前年１年間（１月１日～１２月３１日）の「介護報酬額」（介護サービスの対価として支払を受けた金額）が１００万円を超えるサービス事業所。県知事により「報告に関する計画（以下「公表計画」という）を年１回定めます。

②当該年度中（４月１日～翌年３月３１日まで）に新規指定を受けた事業所
但し、介護保険法施行規則第 140 条の 43 第２項に規定する事業者（みなし指定であり、指定があったものとみなされた日から起算して一年を経過しない者） を除く。

③①以外で公表を希望する事業所
対象となる事業所へは「指定情報公表センター」から「公表案内通知」を送付します。

3　事業所の報告

公表の対象事業所は１年に１回、決められた期日までに事業内容について事業所情報(※2)の報告をします。なお、報告・公表・調査について「手数料」はかかりません。

頂いた報告情報を公表センターにて「確認」「受理」し、インターネットへ公表します。

（※2）事業所情報の報告項目は決められた項目となります。

4　県指定情報公表センター

県知事の指定により、介護サービス事業所が報告する事業報告内容の「受理」・「公表」に関する事務処理を行います。長野県社会福祉協議会が「長野県介護サービス情報指定情報公表センター」として指定されています。

5　事業所の情報が公表されるまでの流れ

公表センターからの通知案内を受けて以降、下記の流れで「報告」～「公表」までを行います。

事業所の方は①と③の対応をお願いします。

①「案内」を基にインターネット Web サイトから事業所情報を報告してください。
「介護サービス情報」報告システムで、情報を記入し、そのまま「提出」することができます。
操作方法等の詳細は別紙１をご覧ください。

②公表センターでの処理を経て、報告情報をインターネットへ「公表」します。

③必要がある場合、内容確認の為のご連絡をいたします。

④③により修正した事業所報告情報を「再公表」します。